

## 1. 通帳の不発行

積立定期預金（自由型）を開設するにあたっては、積立定期預金規定にかかわらず通帳は発行しないものとします。

## 2. 通帳不発行にかかる特約

- (1) 本契約では預金者はほくぎんダイレクトバンキングサービス（ダイレクト A）（以下ダイレクト A といいます）もしくは北陸銀行ポータルアプリ（以下ポータルアプリといいます）を契約するものとし、積立定期預金の残高・入出金明細等はダイレクト A の取引照会サービスもしくはポータルアプリの Web 照会サービスにより確認するものとします。（定期的なお取引明細の送付等はいりません。）
- (2) 預金者が取引明細書の発行を希望する場合は、当行所定の手数料を支払うものとします。
- (3) 積立定期預金の解約は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この預金口座の預金者本人を確認できる当行所定の書類を当店の窓口へ提出するものとします。また積立定期預金の支払いは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この預金口座の預金者本人を確認できる当行所定の書類を当店の窓口へ提出、またはダイレクト A により行うものとします。

## 3. 特約の解約

次の一つにでも該当した場合には、当行は預金者に通知することなく上記 2 の特約を解約することができるものとします。この特約が解約された場合は、解約日から積立定期預金規定が適用されるとともに通帳が発行されるものとします。

- (1) ダイレクト A およびポータルアプリのいずれも解約された場合
- (2) 上記 2 の特約に違反した場合。

## 4. 規定の準用

- (1) 本規定に特段の定めがない場合は、積立定期預金規定、ほくぎんダイレクトバンキングサービス（ダイレクト A）ご利用規定および北陸銀行ポータルアプリ利用規定を準用するものとします。
- (2) 本規定、積立定期預金規定、ほくぎんダイレクトバンキングサービス（ダイレクト A）ご利用規定および北陸銀行ポータルアプリ利用規定の内容が両立しない場合は、本規定が優先的に適用されるものとします。

## 5. 規定の変更

- (1) 本規定は、当行の都合で変更することがあります。規定の変更日以降は、変更後の規定に従うものとし、この変更によって生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
- (2) 前項の変更については、当行の定める方法にて告知することとします。

以上

(2022 年 11 月 21 日現在)